

# 水道 I C T情報連絡会 技術提案取扱要領

## 1 趣旨

この要領は、水道 I C T情報連絡会における技術提案の募集に対する、民間企業等からの I C Tなどの新技術に関する技術提案の取扱いを定めるとともに、技術提案を行う者（以下「提案者」という。）が遵守すべき事項及び同意すべき事項を定めるものである。

なお、水道 I C T情報連絡会とは、より安定的で効率的な水道事業運営の実現を図るために、水道事業者が抱える事業運営上の様々な課題（ニーズ）について共有、発信するとともに、民間企業等が保有する I C Tなどの新技術について技術提案を受ける場として、設置するものである。

また、水道 I C T情報連絡会は、水道事業者の課題及び民間企業等からの新技術に関する技術提案について情報を共有する場として、情報連絡会を開催する。

## 2 対象となる新技術

この要領において対象となる「新技術」とは、新規に開発された技術及び既存技術の活用や転用などにより新たに派生する技術をいう。

## 3 技術提案の手続

- (1) 提案者は、東京都水道局のホームページ上に設けた水道 I C T情報連絡会専用のページ（以下「専用ページ」という。）にある技術募集フォームから投稿を行う。水道 I C T情報連絡会を構成する事業者（以下「構成団体」という。）は、必要に応じて提案者にヒアリングを行う。また、提案者は、情報連絡会でのプレゼンテーション又は資料展示等（以下「プレゼンテーション等」という。）を希望することができる。
- (2) ヒアリング及びプレゼンテーション等の実施に当たって、提案者は、本要領の内容に同意し、別紙 1 の同意書を提出する。

## 4 ヒアリング

- (1) ヒアリングの日時、方法については、構成団体が提案者と事前に調整を行う。
- (2) 技術提案に関する情報には、虚偽、違法性があってはならない。
- (3) ヒアリングの内容は、構成団体で共有する。
- (4) 提案者が、秘密保持契約の締結が必要であると判断する場合は、個別に構成団体と契約を結ぶことができる。なお、契約を結んだことは、構成団体で共有する。

## 5 プレゼンテーション等を行う技術提案の選定

提案者が、情報連絡会でのプレゼンテーション等を希望する場合、次のとおりとする。

- (1) 情報連絡会においてプレゼンテーション等を行う技術提案の選定は、構成団体が行う。なお、選定過程は非公表とする。
- (2) 選定は、有効性、実用性、拡張性、安全性、経済性等の観点から行う。

## 6 選定結果の通知

本要領 5 に定める選定の結果は、水道 I C T情報連絡会の事務局（以下「事務局」という。）から提

案者に通知する。

## 7 プレゼンテーション等の内容

- (1) 提案者は、プレゼンテーション等の内容について責任を負う。
- (2) 技術提案に関する情報には、虚偽、違法性があってはならない。

## 8 権利の侵害

提案した技術は、他の技術に係る既存の知的財産権等への侵害があってはならない。

## 9 責任の所在

提案した技術等に係る紛争等が生じた場合は、提案者が自らの責任で適切な措置を講じることとし、水道ICT情報連絡会は、何ら責任を負わない。

## 10 情報の公開

- (1) 情報連絡会は公表形式で行い、構成団体の他、他の水道事業体及び民間企業等の一般参加者の聴講も可能とする。
- (2) 情報連絡会でのプレゼンテーション等の内容は、情報連絡会後に原則として専用ページで公表する。公表内容については、構成団体が提案者と事前に協議する。
- (3) 情報連絡会でのプレゼンテーション等及び専用ページに公表された内容に関する一般からの問合せに対しては、提案者が対応する。

### 11 専用ページへの掲載期間

専用ページへの掲載期間は、原則として掲載された翌年度の4月1日から5年間とする。

### 12 専用ページへの掲載中止

水道ICT情報連絡会は、技術提案の掲載期間が過ぎたとき又は次のいずれかに該当する場合、専用ページへの掲載を中止する。

- (1) 技術提案の内容について、本要領7及び8に規定する虚偽、違法性、知的財産権等の侵害又は誇大表示、中傷表示が認められたとき又は疑いがあるとき
- (2) 技術提案の内容について、法律に基づく処罰等を受けたとき又は紛争が生じたとき
- (3) 提案者が、この要領に違反したとき
- (4) 提案者が、提案者の事由による技術提供の中止や法律に基づく処罰等により、技術提案の公開が不適切と認め、別紙2による中止届を提出したとき
- (5) 同意書で提出した提案者の連絡先と、連絡が取れないことを事務局が確認したとき
- (6) その他、構成団体が必要と認めたとき

### 13 専用ページへの掲載内容の変更

提案者は、専用ページの掲載内容を変更しようとする場合、事務局に申し出るものとする。なお、内容の変更届の様式は別紙3による。

#### 14 その他

- (1) ヒアリング及びプレゼンテーション等に係る費用は、提案者の負担とする。ただし、構成団体が用意する会場等を使用する場合、会場費は免除する。
- (2) 提案した技術の導入検討及び採用については、構成団体が独自に判断する。ヒアリングやプレゼンテーション等の実施の有無が、提案した技術の導入及び採用を決定するものではない。

#### 15 異議申立て

提案者は、選定結果及び専用ページ掲載の中止について異議申立てはできない。

##### 附則

本要領は、令和元年7月24日から適用する。

##### 附則

本要領は、令和3年1月19日から適用する。

##### 附則

本要領は、令和3年12月7日から適用する。

令和〇年〇月〇日

水道 I C T 情報連絡会 宛

提案者 企業名  
代表者名

水道 I C T 情報連絡会 技術提案取扱要領等への同意について

水道 I C T 情報連絡会の「技術提案取扱要領」に基づき、下記の新技术を提案するに当たり、本要領に掲げる各項目について同意します。

記

1 技術名称： \_\_\_\_\_

2 問合せ先担当者

部署： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

令和〇年〇月〇日

水道ICT情報連絡会 宛

提案者 企業名  
代表者名

中止届

水道ICT情報連絡会の「技術提案取扱要領」における、水道ICT情報連絡会の専用ページで公表済みの下記技術について、公表の中止を届け出ます。

記

- 1 技術名称： \_\_\_\_\_
- 2 中止理由： \_\_\_\_\_
- 2 問合せ先担当者  
部署： \_\_\_\_\_  
氏名： \_\_\_\_\_  
連絡先： \_\_\_\_\_

令和〇年〇月〇日

水道ICT情報連絡会 宛

提案者 企業名  
代表者名

変更届

水道ICT情報連絡会の「技術提案取扱要領」における、水道ICT情報連絡会の専用ページで公表済みの下記技術について、公表の内容変更を届け出ます。

記

- 1 技術名称： \_\_\_\_\_
- 2 変更内容： \_\_\_\_\_
- 2 問合せ先担当者  
部署： \_\_\_\_\_  
氏名： \_\_\_\_\_  
連絡先： \_\_\_\_\_